

福島市

福島市社会福祉協議会

権利擁護 センター



“権利擁護支援のための公的な総合相談窓口”

✓ CONCEPT

必要な人が必要な時に成年後見制度を利用したり、権利擁護の支援を受けることができるような体制のため『権利擁護支援の地域連携ネットワーク』を機能させることが重要です。

福島市権利擁護センターは、地域（福島市）における連携や対応強化の推進役（中核となる機関）としての役割を担っています。

各種サービスのこと、お金のこと、将来のことを安心して相談できる無料の公的な相談窓口です。

相談機能

高齢者や障がいがあるご本人やご家族、支援関係者から、成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした生活の困りごとに関する個別相談を受け付け、解決に向けた支援（助言、手続き支援、関係機関との調整、専門相談の紹介など）を行います。相談無料。

成年後見制度を利用したいけど、どのように手続きを進めたらいいの？
身寄りがいないので将来が心配・・・
重要な契約の手続きに不安がある・・・どこに相談したらいいんだろう？



不安な点や問題について相談員がお話をうかがいます。どうしたら解決できるか具体的な方法を一緒に考えていきましょう！

〒960-8002

福島市森合町10-1

(福島市保健福祉センター2F)

☎ お問合せ先

024-533-3341

月～金曜日 8時30分～17時15分
(祝祭日・年末年始除く)



kenriyogo@f-shishakyo.or.jp



024-533-8879



社会福祉協議会・権利擁護ホームページはこちら
http://www.f-shishakyo.or.jp





広報機能

講演会や研修会の開催

- ・自ら声を挙げるできない人を発見し、支援につなげることの重要性に対して、見識が深まるようになった！
 - ・本人や家族が成年後見制度の早期利用をできるようになった！
- ～そんな権利擁護の知識向上に役立つ内容を企画します～

地域の集まりや事業所などに直接うかがうアウトリーチ型の広報活動や出前講座等も積極的に実施しています。
ご希望の方は気軽にお問合せください。



成年後見制度利用促進機能

成年後見制度利用のための支援

- ・ご本人や親族が制度を利用する際の相談や、申立ての支援をします。

担い手の育成・活動促進

- ・身近な立場で支援する市民後見人を養成するための講座を開催します。
- ・裁判所とも情報を共有しながら、市民後見人の活用推進を図ります。

適切な後見人を選任する取組み

- ・適切な成年後見人候補者を裁判所に推薦できるよう取組みます。
- ・後見人が選ばれた後も、関係者で支えあえるようにチームづくりに協力します。

中核機関としての役割

福島市では、平成28年4月1日に『福島市権利擁護センター』を設置（福島市社会福祉協議会に委託）しました。
令和3年4月1日からは「成年後見制度の利用の促進に関する法律」※1に基づき、福島市と福島市社会福祉協議会がともに「中核機関」※2としてその機能を分担しています。

※1「成年後見制度の利用促進に関する法律」

平成28年4月成立。成年後見制度の利用促進について基本理念（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視）を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。

※2「中核機関」

- 権利擁護支援の地域連携ネットワーク※3を機能させるための中核となる機関で、以下の主な3つの役割があります。
- 1.地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う『司令塔機能』
 - 2.地域における「協議会」を運営する『事務局機能』
 - 3.地域において「権利擁護支援の方針」「本人にふさわしい成年後見制度利用」「モニタリング・バックアップ」の3つの検討・専門的判断を担保する『進行管理機能』

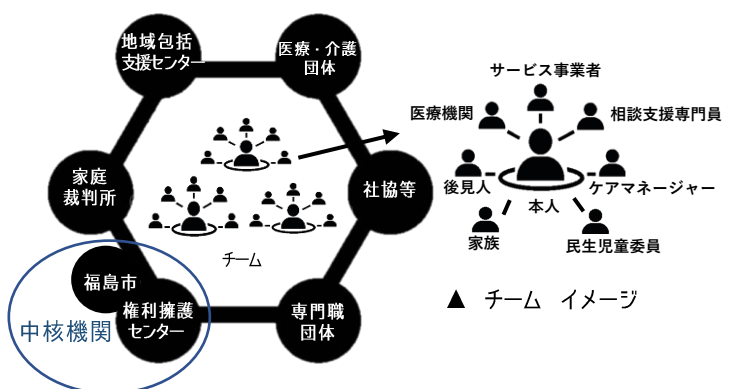
※3「地域連携ネットワーク」

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

後見人支援機能

- ・後見人が孤立しないよう、日常的な相談や、本人の意思決定支援を適切に行えるようサポートしています。
- ・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援を行います。
- ・本人を支えるチームが上手く機能するためのコーディネートをします。

地域連携ネットワーク図



お問合せ先



社会福祉法人 福島市社会福祉協議会

福島市権利擁護センター

〒960-8002

福島市森合町10-1

(福島市保健福祉センター2F)

024-533-3341

月～金曜日（祝祭日・年末年始除く） 8時30分～17時15分